

～ 21世紀夢プラン実現のために～

# 村山市自立発展計画

(村山市集中改革プラン)

平成17年1月

山形県村山市

## 村山市自立発展計画 目次

第1章 村山市の行政課題と今後の取り組み	2
第1節 人口の減少と少子高齢化	2
第2節 市街地の活性化（まちづくり交付金事業の推進）	2
第3節 教育、文化環境の整備	3
第4節 防災体制の強化	3
第5節 自立と発展のための改革	3
第2章 村山市の財政状況	4
第1節 歳入の状況	4
第2節 歳出の状況	4
第3節 財政の収支見通し	5
第3章 自立発展計画のプログラム	7
第1節 基本方針と計画の期間	7
第2節 具体的なプログラム	7
（1）歳出の見直し	7
（2）歳入の見直し	13
（3）村山市らしいサービスの充実、市民との協働	16
（4）職員の意識改革	17
第4章 今後の市政運営のガイドライン	18
第1節 改革後の収支見通し	18
第2節 市政運営のガイドライン	19
第3節 計画の進行管理と見直し	19
おわりに	19

## 第1章 村山市の行政課題と今後の取り組み

### 第1節 人口の減少と少子高齢化

村山市の人口は、平成12年国勢調査で初めて3万人を割り込みました。今後も日本の人口が減少に転じるという予想のもとでは、一地方自治体の人口が急激に増加していくという状況は見込めません。しかしながら、21世紀夢プランはこの減少を少しでも縮減し、将来的には増加に転じることを目標として策定されました。

村山市の誇りである地域の文化を大切にしながら、宅地整備や総合的な住環境の整備などを進めることで、村山市に「住みたい」「住み続けたい」と思う人を増やしていく必要があります。

また、少子化・高齢化も深刻な課題です。保育環境の整備や子育て支援などの充実により、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めるとともに、高齢者福祉施設の整備や高齢者が元気で長生きできるための施策の充実を引き続き行っていきます。

### 第2節 市街地の活性化（まちづくり交付金事業の推進）

村山市の中心市街地である楯岡地区は、商店街の衰退や都市改造の遅れなどから活力の低下がみられます。旧市街地は住宅が密集し道路が狭いため、冬期間における交通や除排雪への障害が発生しています。

このような現状を改善し、市街地のにぎわいを取り戻すためには、「まちづくり交付金事業（ ）」による都市再生事業の推進がぜひとも必要です。

まちづくり交付金事業では、市街地中心部に図書機能を中心とした地域交流活性化のための総合複合文化施設を整備しにぎわい創出の中核施設とするとともに、流雪溝や広場整備を行い雪に強い安全で安心なまちづくりを進めます。この事業を今後5年間の投資事業の中では最も重要な施策と位置づけ、優先的に財源を充当するなど実現のために全力を注いでいくこととします。

また、ソフト事業としては、「むらやま徳内まつり」「街角きらきら事業」など交流拡大のためのさまざまなイベントを市民と一体となって推進していきます。

- ( )まちづくり交付金事業・・・国土交通省が平成16年度から創設した事業で、従来は1事業ごとに補助採択されるのが通常であったが、市町村が策定する「都市再生計画」に基づき、複数の事業が一体として採択されることとなった。
- これまでより、市町村の創意工夫と自主性をいかに活かしたまちづくりが可能となった。

### 第3節 教育、文化環境の整備

21世紀夢プラン実現のための基本方針(三本柱)の第一番目には、「文化・芸術・スポーツを基盤とした教育の振興」を掲げています。

現在、中学校の統合による校舎等の整備を進めていますが、小学校の環境整備も含めて、教育施設の充実は感性豊かな子どもたちを育てるためにぜひとも必要です。整備はまだ途上であり、文化芸術やスポーツのための施設整備など今後も多額の経費が必要と見込まれますが、計画的な整備に努めていきます。

### 第4節 防災体制の強化

昨年10月の「新潟県中越地震」では、多くの死者や負傷者が発生し、多数の人々が家や生活を奪われる事態となりました。このような大災害を教訓としながら、村山市でもあらゆる災害に備えた防災体制の強化が求められています。

地震等の災害が起きた際には、住民同士の連携や協力が最も重要であるとされています。このため、まず、第一に各地域のまちづくり協議会を中心とした地域での防災体制づくりに力を入れていきます。さらに、防災・防火施設や設備の整備・充実に可能な限り積極的に取り組んでいきます。

### 第5節 自立と発展のための改革

前節までに掲げた課題を行政と住民自らの力で解決していくことのできる自治体が「自立」した自治体といえます。そして、その先に住民が望む形での真の「発展」があるのだと考えています。

村山市のような、地方の小さな自治体では財政力も弱く自ずとできることは限られてきます。しかしながら、どんなに小さな自治体でも全国すべての団体が、それぞれに目標を掲げ厳しい環境にもめげずその実現に努力しています。村山市においても、目標である「文化の薫る元気な村山市」実現のために、知恵と工夫により、これらの課題に対応する施策実現のための方策を探っていかなければなりません。

現在、最も憂慮すべきは村山市の財政状況です。本市は決して財政的に恵まれた自治体ではなく、常にぎりぎりの財政運営を強いられてきました。今後もこの状況が急激に改善することは望めません。したがって、現在ある財源をいかに有効に活用するか、また、いかに効率的な支出を行うかなどの視点からの行財政改革が絶対に必要となっています。

大きな行政課題に対応し、行政サービスの充実を図るために必要な「歳出と歳入の改革プログラム」、これが本計画の中心となります。

## 第2章 村山市の財政状況

### 第1節 歳入の状況

全ての行政サービスは、市税をはじめとする歳入をもとに、その配分を通して行われますが、特に、市税及び地方交付税は最も基幹的な歳入であり、この安定的な確保が財政運営の土台となるといえます。しかしながら、市税は、平成9年度の27億円をピークに減少を続け、平成15年度決算では24億円となっています。地方交付税も国の大幅な制度見直しにより、臨時財政対策債などの借入金に振り替えられたために、平成12年度の53億円から平成15年度決算の47億円まで年々減少しています。

三位一体の改革では、地方交付税の更なる抑制、国庫補助負担金の大幅な削減を進める一方で、個別の市町村への税源委譲額は不明確であり、もともと税財源の少ない小規模な市町村には厳しい状況となることが予想されます。

#### 【市税・地方交付税の推移】

(単位：百万円)

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
市税	2,746	2,656	2,682	2,625	2,617	2,543	2,426
地方交付税	4,728	4,934	5,292	5,343	5,155	4,932	4,700

### 第2節 歳出の状況

毎年度支出が義務付けられる義務的経費のうち、人件費は、職員数の削減や給与改定により平成11年度以降減少しています。しかしながら、扶助費や公債費は年々増加しています。扶助費は平成12年度に介護保険制度が創設され一部が介護保険会計に移行したために一旦減少していますが、その後は増加傾向にあります。公債費も前年比で増減がありますが、これは繰上げ償還額の増減によるものであり、経常的な償還額は毎年増加しています。

また、特別会計への繰出金も大幅な増加を続けており、老人医療費の増大や下水道事業の償還金の増加に伴う繰出しが、市の財政を大きく圧迫しています。

#### 【義務的経費・繰出金の推移】

(単位：百万円)

区 分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
義務的経費	5,469	5,614	5,548	5,364	5,366	5,362	5,473
人件費	3,032	3,036	2,959	2,884	2,899	2,846	2,825
扶助費	843	892	952	626	631	681	706
公債費	1,594	1,686	1,637	1,854	1,836	1,835	1,942
繰 出 金	721	970	919	1,140	1,206	1,496	1,640

### 第3節 財政の収支見通し

16年度決算見込みを基本にして、収支改善措置をとらずこのままで推移した場合、平成21年度までの収支がどのようになるかを試算してみます。試算は当初予算ベースではなく決算見込みベースとします。

#### 【自立発展計画以前の収支見通し(決算見込み)】

(単位:百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市 税	2,387	2,371	2,388	2,437	2,479	2,502
譲与税等	619	602	608	610	609	610
地方交付税	4,768	4,671	4,598	4,542	4,501	4,458
負担金使用料	232	245	275	275	285	285
国県支出金	1,101	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
財産収入寄付	13	16	16	16	16	16
繰入金	363	520	474	513	350	250
繰越金	441	396	442	352	311	137
諸収入	265	240	240	240	240	240
市 債	1,700	1,604	1,530	1,480	1,432	1,432
歳入合計	11,889	11,865	11,771	11,665	11,423	11,130
人件費	2,855	2,821	2,821	2,832	2,853	2,803
公債費	2,348	2,071	2,043	2,179	2,274	2,387
物件費	1,171	1,191	1,198	1,201	1,222	1,244
積立金	151	550	500	250		
繰出金	1,500	1,480	1,520	1,545	1,592	1,620
投資的経費	1,559	1,415	1,465	1,450	1,400	1,400
その他	1,909	1,895	1,872	1,897	1,945	1,966
歳出合計	11,493	11,423	11,419	11,354	11,286	11,420
収 支	396	442	352	311	137	290

#### 【推計方法】

- ・市税は、17年度を景気の底と仮定し、住宅の新築などの効果を考慮して18年度以降は、わずかながら伸びをみました。
- ・地方交付税は、現段階では先行きが不透明で確実な積算はできません。国勢調査による減少の影響などを見込み、毎年度減少としました。
- ・国県支出金は、税源委譲により大きな変動もありえますが、現段階では16年度決算見込み額程度で見込みました。
- ・市債には臨時財政対策債を含んでいます。
- ・人件費は、一般職員の定期昇給と職員の新陳代謝分を見込みました。特別職は現行のままで見込んでいます。

- ・ 公債費は、償還予定額に新規借入分の利子等を見込みました。
- ・ 投資的経費は、個々の事業の積み上げではなく、16年度決算見込み額ベースで見込み、投資に向けられる一般財源を約5億円と試算しています。

以上のように、何ら対策をとらずにこのままで推移すれば、若干の市税収入の伸びを見込んだとしても歳入全体の伸びは見込めず、義務的経費などの増加によって収支の不均衡が生じ、平成21年度の収支は赤字となる見込みです。この赤字を回避するためには、1～2年程度の節減だけで対応するのは困難です。5年先だからと考えず、できる限り早期に対策を講じ、長期的な視点から対応していく必要があります。

## 第3章 自立発展計画のプログラム

### 第1節 基本方針と計画の期間

#### (1) 自立発展計画の基本方針

第2章で示した厳しい財政収支見通しの中でも、21世紀夢プランの実現と安全安心な暮らしの確保を図っていく必要があり、特に、市民が熱望している図書機能を含む総合文化複合施設や流雪溝整備などの「まちづくり交付金事業」を着実に進めていかなければなりません。したがって、収支不足をさらに上回る収支改善措置を講ずることが求められます。

自立発展のための具体的なプログラムを検討するに当たっては、以下に掲げる基本方針にのっとり計画を策定するものとします。

#### 【基本方針】

1. 21世紀夢プランに登載された施策を着実に実施する
2. 中心市街地の再整備と教育・文化の振興に重点的に取り組む
3. 防災対策の強化と安心な生活環境の確保に努める
4. 行財政改革の徹底により財政的自立を目指す
5. 村山らしい行政サービスの充実と適正な負担を図る
6. 職員の意識改革を徹底する

#### (2) 自立発展計画の期間

自立発展計画の期間は、平成17年度から21年度までの5年間とします。

### 第2節 具体的なプログラム

#### (1) 歳出の見直し

収支のバランスを保つために、歳出の徹底した見直しを行います。内部の管理経費はもちろんですが、サービスのあり方を見直しあらゆる面での歳出抑制の方法を検討します。

##### 1. 人件費の抑制

##### 特別職の給与等の抑制

- ・特別職の給与を市長は10%、助役は8%、教育長は5%削減します。  
《削減額》平成17年度以降 3百万円
- ・収入役を置かず、助役が収入役の事務を兼掌することとします。  
《削減額》平成17年度以降 14百万円



### 一般職員の手当の抑制

- ・寒冷地手当を人事院勧告に基づき削減します。  
《削減額》平成17年度 15百万円  
平成18年度 17百万円  
平成19年度以降 19百万円
- ・管理職手当を20%削減します。  
《削減額》平成17年度以降 3百万円
- ・振替勤務などの活用により時間外手当を抑制します。  
《削減額》総額を3分の2に抑制 13百万円

### 新規採用職員の抑制

- ・効率的な職員配置に努め、退職者数より少ない新規採用職員数とします。  
《削減額》平成21年度までの5年間で20人削減 200百万円

### 議員定数の見直し

- ・市議会議員定数の見直しを検討します。

## 2. 事務事業の見直し

### 事務事業の効率化、経費の抑制

- ・市役所の内部管理経費や事務経費の徹底した見直しにより、経費の節減に努めます。  
(実施予定項目)市例規集のデータベース化、公用車の軽自動車化、電話料・郵便料の節減、機関紙・外郭団体刊行物の購入節減、広報チラシ・ポスター作成費の節減、複写機・パソコン借上げの節減、公共施設ガラス保険の見直し、分煙器の見直し、宿泊出張の縮減、被服貸与の見直しなど  
《削減額》平成17年度以降 3百万円
- ・エコオフィスプランの推進により、環境にやさしい市役所を実践しながら、光熱水費等の節減を図ります。  
《削減額》平成17年度以降 5百万円
- ・臨時職員の採用に当たっては、業務内容や効率的な勤務体制を精査し、パート雇用の導入を検討します。

## 外部委託の推進

・施設管理などの運営方法を見直すとともに外部委託を推進し、行政のスリム化を図りながら、多様な事業主体による市民サービスの向上を図ります。

(対象施設等) 市民会館、樽石いきものふれあいの里、勤労青少年ホーム  
楯岡地区公民館分館

《削減額》平成17年度以降 12百万円

## 委員会、各種審議会、協議会等及び外郭団体の見直し

・農業委員会のあり方について、事務局配置も含めて見直しを検討します。

・各種審議会等については、その設置必要性や活動状況を精査し、廃止も含めた見直しを行います。また、構成員については、積極的に女性を登用するなど均衡が保たれるよう配慮します。新規の審議事項は既存の審議会等で対応するよう努めます。

(平成16年度中の廃止) 村山市青少年問題協議会、社会教育指導員

・市の外郭団体や関連団体が市に依存しない自立的な経営基盤を確立するよう支援するとともに自主的な改善を求めていきます。

## 業務体制の見直し

・国民健康保険、介護保険事務などのように、他市町と連携した広域化により効率的な行政運営が期待できるものは事務の広域化を進めていきます。  
また、休日診療所の北村山地域での一本化についての検討を行います。

・選挙管理委員会事務局を既存の課等の組織に統合するなど、職員の効率的配置を検討します。

・小学校給食の合理的な運営策として、複数の学校分を1つの学校給食施設で調理する「親子方式」を導入します。

・幼児数や保育ニーズに対応して、保育園・児童センターの統合など施設配置の見直しを進めます。

### 扶助費の見直し

- ・ねたきり老人等紙おむつ扶助費

ねたきり老人等紙おむつ扶助費は、県補助が縮小されるなど市の負担が年々増加しています。今後もこの制度を継続するために、給付対象者を見直します。

- ・訪問介護低所得者利用者負担金扶助費

介護保険制度導入に伴い設けられていた利用者負担増加の激変緩和措置が国レベルで廃止されることに伴い、利用者負担金に係る市の助成額が見直されます。

《削減額》おむつ扶助費と合わせて平成17年度以降 2百万円

### 行政評価の導入

・本計画の実施や進行管理に限らず、すべての事務事業について効率的で有効な評価が可能なシステムの導入に向けた調査研究を継続していきます。

### 3. 補助金・負担金等の見直し

補助金・負担金については、その役割や効果を再検討し、すでに所期の目的を達成しているものや参加する意義の薄れている団体負担金は廃止するほか、団体事業の見直しや自立の働きかけなどにより、総合的に整理合理化を図るものとします。

- ・廃止する補助金・負担金 46件

(主なもの) 福祉活動専門員設置補助金、市納税貯蓄組合連合会補助金  
農業共済事業推進費補助金、都市農村交流促進協議会費

《削減額》平成17年度以降 8百万円

- ・縮小する補助金・負担金 41件

(主なもの) 公共水呑栓管理負担金、生産森林組合連絡協議会補助金、  
全国シルバー人材センター協負担金、県花笠協議会負担金

《削減額》平成17年度以降 17百万円

#### 4. 投資事業の見直し

##### 基本方針

- 1) 投資事業の重点化
  - ・当面の投資事業は、「まちづくり交付金事業」、「教育、文化施設の整備」及び「防災体制整備」に重点化し、これ以外の事業については、重要性・緊急性・熟度などを総合的判断しながら、新規事業は極力抑制するとともに、継続事業であっても休止もしくは縮小などを検討していきます。
- 2) 基金の積み立て
  - ・大規模事業の実施に当たっては、必要とされる一般財源額の2分の1を目標に基金の積み立てを行います。
- 3) 地方債借入の抑制
  - ・将来の公債費負担を軽減し、財政の硬直化を防ぐために投資事業の実施に係る地方債の借入を抑制します。
    - 借入額が当該年度の元金償還額を下回るように、毎年度の投資事業に係る借入額を10億円以内とします。
    - 公債費負担の軽減策として、繰上償還を継続して実施します。
    - 起債制限比率が14%を超えないように配慮します。

##### 投資事業費の見込み（平成17年度～21年度）

- ・今後5カ年間の投資事業費の見込みと主な投資予定事業は次のとおりとします。

〔投資事業費の見込み：一般会計〕

（単位：百万円）

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	5ヵ年計
事業費	1,479	1,373	2,078	2,559	2,425	9,914
地方債	877	868	955	986	989	4,675
一般財源	391	390	473	439	434	2,127

〔主な投資予定事業〕次ページ参照

事業費は決算見込み額であり、毎年度の当初予算額とは異なります。  
また、事業費及び事業内容は今後の財政状況等によって変更があります。

## 主な投資予定事業

(単位：百万円)

事業名等	年度別予定事業費					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	5ヵ年計
<b>1. 重点化事業</b>						
・まちづくり交付金事業（図書機能を含む総合文化複合施設、流雪溝などの整備）	150	230	670	1,380	1,370	3,800
<b>2. 文化、芸術、スポーツと教育の振興</b>						
・小中学校校舎等整備事業（葉山中・楯岡中整備、楯岡小体育館大規模改修、その他校舎等整備）	186	162	162	40	60	610
・中学校統合に伴う通学路整備（市道の歩道整備等、防犯街路灯整備）	112	95	60	35	43	345
・文化体育施設整備（市民会館、徳内記念館、武道館、居合振武館）	18	12	6	6	-	42
・市民センター、公民館等整備事業（大倉地区市民センター、戸沢地区市民センター、自治公民館）	15	8	8	10	14	55
<b>3. 都市機能の整備と住宅環境の整備</b>						
・宅地関連道路整備事業（楯岡鶴ヶ町住宅団地、楯岡渋田地内宅地整備関連市道整備）	147	192	64	-	-	403
・住宅整備事業（楯岡小谷地統合住宅、鏡清水住宅等整備）	237	16	239	54	13	559
・楯岡東部開発構想の推進（徳内シーボルトライン整備、東沢温泉調査、楯山むじなの森再生事業等）	37	42	157	152	177	565
・市道整備、県営道路整備事業（市単独道路整備、県営道路整備事業負担金）	140	120	120	120	120	620
・東西連絡市道整備（国道13号と347号との連絡道路整備）	-	-	70	150	150	370
・下水道整備事業（公共、特定環境整備保全、最上川流域下水道、合併処理浄化槽）	523	467	427	438	483	2,338
<b>4. 「森・水・食」文化の推進と産業の振興</b>						
・土地改良事業（大沢ため池、伊蔵堰地区、湯沢地区農村地域環境保全、北村地区基幹水利事業ほか）	23	16	10	13	13	75
・農業振興事業（農村振興総合整備、園芸産地拡大強化支援ほか）	110	110	108	147	8	483
・最上川芸術村構想整備（隼の瀬整備、大淀船着場調査）	30	30	28	-	-	88
<b>5. 安全安心なまちづくりと保健福祉の充実</b>						
・防災施設等整備事業（施設耐震調査、防災無線更新、消防ポンプ自動車、車庫等整備、危険地域住宅対策等）	36	58	27	50	57	228
・少子化対策施設整備（保育園、児童センター整備事業）	2	7	13	188	188	398
・高齢者福祉施設整備事業（特養東沢整備、ふもと・光ホーム整備補助）	63	32	32	38	37	202
・水道事業（鋳鉄管・石綿管更新、大倉簡水上水道切替、電気計装設備、緊急貯水槽整備）	211	211	88	98	98	706

## (2) 歳入の見直し

歳出の削減だけでは財政的な自立を図ることは困難です。あわせて、財源の確保に向けた取り組みを行います。市税の確保や遊休財産の整理はもちろんですが、将来的なサービスの継続や施設の維持を図るために、長年見直されてこなかった使用料・手数料は受益者負担の原則に基づき適正化を図ります。そのほかにも長期的な歳入確保のための方策を検討していきます。

### 市税収入の確保

#### ・適正な固定資産税評価の推進等

土地の利用状況に沿った適正な評価を行うことで、固定資産税収入の確保を図ります。

また、国の三位一体の改革に伴う財源措置として、総務省が軽自動車税の超過税率の引き上げを提案していることから、平成18年度以降、軽自動車税の超過税率採用に向けて準備を行います。

《効果額》平成17年度 6百万円  
平成18年度以降 17百万円

#### ・法定外目的税（新規課税）の導入の検討

法定外目的税の導入について、将来の独自財源確保のために、全国や県内の導入状況を研究しながら検討を行います。

#### ・市税収納率の向上

これまで納税貯蓄組合の活動によって、高い市税収納率を誇ってきましたが、組合が廃止されることに伴い収納率の低下が懸念されます。今後は、行政委員の協力を得ながら、口座振替の推進や職員による納税体制の強化を行い、収納率の低下を防ぐよう努めます。

### 未利用財産等の有効活用

#### ・市有地等の処分

中学校統合による旧学校敷地をはじめ、現時点で行政目的としての活用が見込めない土地については、積極的に処分を進めます。処分に当たっては、PRを強化するとともに公募による一般競争入札など有効な方策を検討し進めていきます。また、不用物品などについても売払いを進めていきます。

《目標額》平成17年度以降 20百万円

#### ・基金の有効活用

大規模事業への財源措置として積極的な基金の積み立てと運用を図りま

す。また、最近の低金利状況を考慮し、「ふるさと水と土保全基金」のように利子活用を基本としている基金でも、必要に応じ取り崩して事業に充当していきます。

#### 使用料、手数料の見直し

##### ・施設等使用料の見直し

受益者負担の原則に立って、施設等の使用料を引き上げます。また、使用料等の減免措置については、学校教育施設・社会教育施設を含め、対象となる利用者や利用目的の統一した基準づくりを検討します。

(対象施設) 市民会館、ふるさとふれあい学習館、真下慶治記念美術館、最上徳内記念館、農村文化保存伝承館、農村伝承の家、東沢公園、同バラ園、市民体育館、テニスコート、金谷運動広場、楯岡スポレク広場

《効果額》平成17年度以降 11百万円

##### ・下水道使用料収入の確保

村山市の下水道使用料は、同じ最上川流域下水道に流入する東根市や河北町と比較して低い額となっていますが、上水道料金が全国でもトップレベルの高料金となっているために、上下水道料金一体としてバランスをとるために今回の引き上げは見送ります。しかしながら、下水道会計が多額の一般会計繰入金により成り立っている現状にかんがみ、水洗化率の向上などに強力に取り組むことで下水道使用料の確保を図ります。

《目標額》平成17年度以降 10百万円

##### ・手数料の見直し

全ての収入に係る督促手数料を必要経費がまかなえる金額に引き上げます。また、窓口手数料のうち印鑑登録については、他市町村でも通常の窓口手数料よりも高めに設定してあることから、若干の引き上げを行います。同様に、水道事業でも工事検査手数料などの引き上げを行い、公営企業としての自立に努力します。

なお、お客様への対応に当たっては、丁寧な対応とスピーディーで的確なサービス提供に努めます。

##### ・実費徴収金の見直し

保健事業検診徴収金は、地域でのがん検診と人間ドックでのがん検診の個人負担率の格差を縮小するため、地域でのがん検診徴収金を引き上げます。

《効果額》手数料の見直しと合わせ 平成17年度以降 1百万円

・保育所保育料、児童館使用料の見直し

施設運営費と保育料等収入との格差が大きいことから、今後の運営に支障をきたさないように保育料等の引き上げを行います。ただし、少子化に配慮し、2人目の子どもの保育料等を引き下げること、複数の子どもを預ける場合には逆に今までよりも負担が軽減されるようにします。

《効果額》平成18年度以降 4百万円

その他の歳入確保対策

・まつり交流拡大のための財源支援の検討

徳内まつりに限らず、桜まつりや街角きらきら事業など年間を通したまつり交流拡大事業のため、市と市民が協力して財源支援する体制づくりを検討します。

また、徳内まつり開催に伴う交通混雑の緩和と事故防止を図るとともに、必要な安全対策や環境整備の財源とするために駐車場利用料の導入を検討します。

・広告の掲載

市報、公用車及び市封筒等への広告掲載について、他団体での導入実績や収入と経費のバランス等を考慮しながら導入へ向けて検討を行います。

・宅地整備、企業誘致及び起業支援の推進

今後も引き続き、総合的な居住環境の整備を進めることで、民間を含めた宅地整備の推進や企業の進出に努めていきます。また、新たな起業を支援する体制づくりを行います。



### (3) 村山市らしいサービスの充実、市民との協働

村山市が自立発展し、市民の満足度が高まるようになるためには、常に市民の目線に立って行政を行っていくことが必要です。そのためには、常に現在の行政サービスのあり方を点検し、市民のニーズに対応した的確なサービスを提供するように努めなければなりません。また、村山市らしい他にまねのできない独自のサービスを追及していくことも重要です。

さらに、市民の行政に対する関心を高めるとともに、市民の意見を積極的に取り入れながら、協働してまちづくりに取り組む体制づくりを進めていきます。

当面、下記に掲げる項目について、市民の意見を参考に検討を進め、準備が整ったものから順次実施していきます。

#### 1. 村山市らしいサービス充実への取り組み

- ・日曜市役所での取り扱い事務を拡充します。
- ・平日の窓口時間の延長を検討します。
- ・地区市民センターでの窓口取扱事務の拡充を進めます。
- ・3～4月の転入・転出が多い時期に、他の機関を含めた一括手続き窓口の設置を検討します。
- ・体育施設などが利用したいときにすぐ使えるように、利用申請の窓口を各地区市民センターなどに拡大します。
- ・市役所での各課等の所管する取扱業務案内を表示し、市民にわかりやすくします。
- ・市内全施設の経路案内図の作成と全施設への設置を検討します。
- ・市庁舎内の市民の休憩スペースの充実に努めます。
- ・保育園・児童センターの土曜開館を拡充します。
- ・利用者の利便性に配慮して、市営バスの運行方法等を検討します。
- ・未利用者の掘り起こしと利用拡大の波及効果を図るため、東沢公園バラ園入園料、クアハウス碁点入浴料やその他市内施設の利用回数券の市民への配付を検討します。

#### 2. 市民との協働への取り組み

- ・地域専門員活動の充実による地域活動の活発化と地域の自立に向けた「元気な街づくり交付金」の拡充を進めます。
- ・地域活動への市職員の積極的参加を促進します。
- ・住民参加型ミニ地方公募債の発行を検討します。
- ・市民が憩い集える公共施設の推進を図ります。
- ・街角きらきら事業などへの積極的な市民参加を促進します。
- ・ホームページの充実をはじめ、行政と市民の相互情報交流を促進します。
- ・自立発展計画をはじめ、各種計画等の進行状況を公表します。

#### (4) 職員の意識改革

自立発展計画の推進のためには、まず、職員一人ひとりが自ら率先して改革に取り組む姿勢が重要です。そのためには、職員の意識改革が必要であり、「意識改革なくして自立発展は困難である」ことを念頭に置き取り組むこととします。

- ・コスト意識、サービス業としての自覚を徹底します。
- ・内部研修を含め職員研修の充実を図ります。
- ・自由に職員が業務改善などを提言できる、職員提案制度の導入を検討します。
- ・街づくり事業や地域活動、ボランティア事業への積極的な参加を促進します。
- ・職員間での情報の共有化を図り、職員全員が一体となった業務体制を築きます。
- ・個人情報保護に対する意識の徹底を図ります。

## 第4章 今後の市政運営のガイドライン

### 第1節 改革後の収支見通し

第3章に掲げた具体的なプログラムを実施した場合の収支見通しは以下のとおりとなります。

#### 【自立発展計画実施後の収支見通し】

(単位：百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市税	2,387	2,377	2,405	2,454	2,496	2,519
譲与税等	619	602	608	610	609	610
地方交付税	4,768	4,671	4,598	4,542	4,501	4,458
負担金使用料	232	257	291	291	301	301
国県支出金	1,101	1,355	1,202	1,756	2,134	2,032
財産収入寄付	13	36	36	36	36	36
繰入金	363	520	604	723	630	450
繰越金	441	396	359	331	355	342
諸収入	265	260	240	240	240	240
市債	1,700	1,377	1,368	1,455	1,486	1,489
歳入合計	11,889	11,851	11,711	12,438	12,788	12,477
人件費	2,855	2,733	2,731	2,740	2,761	2,711
公債費	2,348	2,071	2,043	2,179	2,274	2,387
物件費	1,171	1,171	1,178	1,181	1,202	1,224
積立金	151	700	700	500	150	10
繰出金	1,500	1,470	1,510	1,535	1,582	1,610
投資的経費	1,559	1,479	1,373	2,078	2,559	2,425
その他	1,909	1,868	1,845	1,870	1,918	1,939
歳出合計	11,493	11,492	11,380	12,083	12,446	12,306
収 支	396	359	331	355	342	171

上記のように、平成21年度の収支も黒字が確保できる見込みとなります。

しかしながら、厳しい財政状況が改善されたわけではありません。また、国の「三位一体の改革」による影響を見通すことができないため、今後も予断は許しません。

したがって、プログラムの全項目を着実に実行することはもとより、これ以外の分野に係る行財政運営についても常に改善の取り組みを行っていく必要があります。

## 第2節 市政運営のガイドライン

前節の収支見通しを実現するためには、第3章に掲げる自立発展のプログラムを断固として実施していかなければなりません。また、計画期間中の取り組みを実効性のあるものとするために、今後の市政運営に当たってのガイドラインを次のとおりとします。

- ・収支見通しを著しく超えることとなる事業は実施しないこととします。
- ・新規事業を行う場合は、事業のスクラップアンドビルドによって財源を調達することとし、財源見通しが立ったものから着手します。
- ・新規事業を立案する場合は、必ず事業の「終期」を設定するものとします。
- ・自治体の横並びではなく、村山市らしい・村山市に適したサービスのあり方を常に検討し、実施していきます。

## 第3節 計画の進行管理と見直し

自立発展計画プログラムの各項目については、市職員で組織する「自立発展検討会」が毎年度進行管理を行い、計画に掲げた項目すべてを点検し、必要に応じ是正の措置を講じるものとします。

なお、今回の計画は、現段階での財政収支見通しに基づき、21世紀夢プランの実現を念頭に、事務事業等の見直しを行ったものですが、「三位一体の改革」の行方、とりわけ地方交付税の将来が現状でははっきりと見えてはいません。したがって、毎年度、財政状況の変動に対応し収支見通しの修正を行いながら、必要に応じて計画内容の見直しを図っていくこととします。

## おわりに

自立発展計画は、単に中期的な収支を合わせるための計画ではありません。今後の社会経済情勢の変化にも柔軟に対応でき、自立した市政運営が可能となるための基盤をつくりあげることが大きな狙いです。

計画に掲げた改革のプログラムの実施に当たっては、すぐに実行できるもの、さらに検討が必要なものなどさまざまなものがあります。一つひとつの改革を実施・検討する過程において、将来も村山市が「自然豊かで活気ある魅力的なふるさと」であり続けるためには、市民と行政が手を携えて何をなすべきかの議論が活発となることを期待しています。